

既認可の説明内容への影響確認について

### 1. 放射性物質の散逸防止

適用材料について変更は無い。

散逸防止について、建屋へ部材の追加が発生しているが負圧維持に影響を与える変更は無い。追加された部材は負圧のバウンダリーを貫通することなく設置され設備運転に影響を与えるものではない。さらに、廃棄物の受入・払出における搬入車両室・搬出車両室、二重シャッターに影響を与えるものではなく、建屋外への放射性物質の散逸防止に影響は無い。また、粉塵の発生防止のための発塵防止剤噴霧、局所集じんに影響を与えるものではない。

### 2. 減容処理設備に関わる確認事項について

本申請にて追加された部材は建屋の鉄骨材であり、確認事項に記載された確認内容に変更は無い。また、火災検知器については当初から確認事項に記載されておらず変更は無い。

### 3. 遮へいに関する構造図について

本申請にて追加された部材は遮蔽に関わる構造に影響を与えることなく設置する。このため、遮へいに関する変更は無い。